

## 旭区まちぐるみ地域防犯推進事業助成金交付要綱

制 定 平成 16 年 5 月 21 日 旭地振第 35 号  
最近改正 令和 2 年 10 月 30 日 旭地振第 870 号

### (目 的)

第 1 条 この要綱は、地域の住民が連携し、自らの地域は自ら守り、犯罪のない明るいまちづくりを推進することを支援し、地域における防犯活動を充実させるために交付する助成金に関して必要な事項を定める。

2 旭区まちぐるみ地域防犯推進事業助成金（以下「助成金」という。）の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年 11 月横浜市規則第 139 号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (助成対象団体)

第 2 条 この要綱に基づく助成金の交付対象団体は、次に掲げる旭区内の団体とする。

- (1) 町、丁の全部または一部を単位とし、一定区域内に住所を有する者の地縁に基づいて形成され、自主的に運営されている自治会町内会
- (2) 前号の自治会町内会をもって構成される地区連合自治会町内会

### (助成対象活動)

第 3 条 助成金の対象となる活動は、当該年度の 4 月 1 日から 3 月 31 日までの地域防犯事業を推進するための活動とする。具体的な助成対象活動及び用途については別表のとおりとする。

### (補助率及び補助限度額)

第 4 条 補助率及び補助限度額については、以下の各号のとおりとする。

- (1) 地区連合自治会町内会については、防犯活動対象経費の総額の 2 分の 1 とし、50,000 円を限度額とする。
- (2) 自治会町内会については、防犯活動対象経費の総額の 2 分の 1 とし、20,000 円を限度額とする。
- (3) 地区連合自治会町内会が所属の自治会町内会の分をとりまとめて申請した場合、補助限度額はとりまとめた自治会町内会数の合計額となる。

### (助成金交付の制限)

第 5 条 旭区長に助成金を申請する地区連合自治会町内会は、月に 1 回以上地域防犯活動に従事していなければならない。同様に、自治会町内会は、週に 1 回以上地域防犯活動に従事していなければならない。ただし、特段の事情があると区長が認める場合はこの限りではない。

2 地区連合自治会町内会については、それ自身が防犯活動を行う場合に限るものとする。

(助成金の交付申請等)

第6条 助成金の交付を受けようとする地区連合自治会町内会及び自治会町内会は、助成金交付申請書(第1号様式)を提出するものとする。

2 助成金の交付を受けようとする地区連合自治会町内会及び自治会町内会は、助成金交付申請書(第1号様式)に、次の各号に定める書類を添付して、旭区長に提出するものとする。

(1) 年間活動計画書

(2) 収支予算書(第2号様式)

(3) その他旭区長が必要とする書類

3 助成金交付申請書(第1号様式)の提出期日は、各年度の補助事業の内容を考慮し、旭区長がその都度指定するものとする。

4 自治会町内会の申請については、基本的には自治会町内会が直接行うこととする。ただし、地区連合自治会町内会及び自治会町内会双方の合意の上で、地区連合自治会町内会がとりまとめて申請することもできるものとする。

5 地区連合自治会町内会が所属の自治会町内会の分をとりまとめて申請した場合、助成金交付申請書(第1号様式)、収支予算書(第2号様式)は地区連合自治会町内会で一本化できるものとし、年間活動計画書は申請する自治会町内会分をとりまとめて提出できるものとする。

(助成金の交付決定)

第7条 旭区長は、前条の規定による書類を受理したときは、その内容を審査し、適当と認める場合は助成金交付決定通知書(第3号様式)を申請者に交付するものとする。

2 旭区長は、予算の範囲内で交付決定を行うものとする。そのとき、防犯活動新規申請団体及び、区内の犯罪多発地域の団体は優先して交付決定されなければならない。

3 審査の結果、不相当と認める場合は、助成金不交付決定通知書(第4号様式)を申請者に交付するものとする。

4 助成額の算定にあたり、端数が生じた場合は、10円未満を切り捨てるものとする。

(助成金交付の請求)

第8条 前条の決定通知書を交付された地区連合自治会町内会及び自治会町内会は、助成金請求書(第5号様式)に助成金交付決定通知書(第3号様式)の写しを添付し、旭区長に提出するものとする。

2 旭区長は、前項の請求書を受理したときは、速やかに交付するものとする。

(支出方法)

第9条 この要綱に基づく助成金は、助成事業の完了前に助成金の全部又は一部を交付することができる。

(関係書類の保存期間)

第10条 旭区長が定める関係書類の保存期間は、5年とする。

(活動の報告及び余剰金の返還)

第11条 助成金の交付を受けた地区連合自治会町内会及び自治会町内会は、当該年度の事業終了後1か月以内に、実績報告書(第6号様式)に以下の各号に定める書類を添付し、旭区長に提出するものとする。

- (1) 収支決算書(第7号様式)
- (2) 支出を証明する領収書等の写し(1件の金額が100,000円以上のもの)
- (3) その他旭区長が必要とする書類

2 地区連合自治会町内会が、所属の自治会町内会の助成金について、とりまとめて申請し、交付を受けた場合、収支決算書(第7号様式)については地区連合自治会町内会で一本化し、実績報告書(第6号様式)については申請した自治会町内会について個々に提出するものとする。

3 収支決算の結果、余剰金が生じた場合は旭区長に返還しなければならない。その際、余剰金の返還に関する請求は、助成金返還請求書(第8号様式)によって通知するものとする。

(交付額の確定)

第12条 旭区長は、前条に規定する報告書を受け取ったときは、その内容を審査し、適当と認める場合は、助成金交付確定額通知書(第9号様式)を申請者に交付するものとする。

(調査)

第13条 旭区長は、必要があると認めた場合には、交付団体の経理に関する書類の調査をすることができる。

2 旭区長は、必要があると認めた場合には、活動の状況について交付団体に報告を求めることができる。

(助成の取消等)

第14条 旭区長は、交付団体が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成の全部又は一部を取消し、既に交付した助成金の返還を求めることができる。

- (1) 虚偽その他不正な手続きにより助成金の交付を受けたとき
- (2) 助成金を助成対象活動以外の経費に使用したとき
- (3) その他、本要綱に違反したとき

(書類の閲覧)

第15条 申請者及び旭区長は、横浜市市民協働条例(平成24年6月横浜市条例第34号)第7条第4項の規定に基づき、次の各号に定める書類又はその写しを一般の閲覧に供することとする。

- (1) 第6条に規定する書類

(2) 第7条第1項に規定する書類

(3) 第11条第1項に規定する書類

2 閲覧の方法については、横浜市市民協働条例施行規則（平成25年2月横浜市規則第15号）の規定に基づき、次の表のとおりに行うものとする。

	地区連合自治会町内会及び自治会町内会	旭区長
閲覧場所	地区連合自治会町内会及び自治会町内会が指定する場所	旭区役所地域振興課
閲覧時間	地区連合自治会町内会及び自治会町内会が指定する時間	旭区役所の開庁時間とする。ただし、横浜市の休日を定める条例(平成3年12月横浜市条例第54号)で規定する休日を除く。
閲覧期間	前項第1号及び第2号に掲げる書類にあっては事業経費の交付を受けた日から、前項第3号に掲げる書類にあっては当該書類を旭区長に提出した日からそれぞれ2年間	

附 則

この要綱は、平成16年5月25日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成19年6月15日から施行する。

2 第3条（助成対象）、第5条（対象経費）については、平成19年度限りの適用とする。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年6月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年5月9日から施行し、改正後の規定は平成24年度の申請から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成25年6月27日から施行する。

(経過措置)

この要綱の様式については、平成26年3月31日までは、旧様式を認めることとする。

附 則

この要綱は、令和2年10月30日から施行し、改正後の規定は令和2年度の申請から適用する。

別表（第3条）

活動	防犯パトロール、防犯講演会、防犯訓練、防犯研修会等
用途	消耗品費（防犯腕章・ジャンパー等）、備品費（活動用具保管庫、防犯掲示板等）、印刷製本費（会議資料作成等）、通信運搬費（切手等）、賃借料（会議室使用料等）、車両燃料費、食糧費（防犯活動実施後のペットボトル飲料、缶飲料）等 ただし、防犯灯に関する経費は補助対象外とする。